

中小企業のための

講座
法務

フランチャイズ

フランチャイズとは、ピ
ジネスモデルなどを提供す
る本部と提供される側の加
盟店との間のビジネス関係
である。当該関係に基づい
て、加盟店はすでに成功し
たビジネスモデルや経営方
法、商標、ブランドなどを
自分のビジネスに利用する
ことができる。それにより
加盟店は起業のリスクを最
小限に抑えることができ、
本部はビジネス拡大のため
のリスクと投資額を削減で
きる。

フランチャイズについて
の法律規制

香港にはフランチャイズ
についての法律はなく、ま
たフランチャイズを行う際
に、政府への登録や申告の
必要もない。つまり、フラ
ンチャイズは純粋に当事者

間（つまり本部と加盟店の
間）の契約関係によること
になり、その争いは契約法
（contract law）に基づ
いて解決される。

一方、米国と中国はフラ
ンチャイズについての法律
があるが、まだ世界的にそ
の傾向にあるわけではない。
ちなみにフランチャイズに
かかる知的財産権の紛争
については香港の知的財産
権に関する法典によって解
決される。

フランチャイズの特徴

もともとフランチャイズ
とは、すでに完成された有
名ブランドを有する大手の
企業がリスクを抑えた店舗
拡充の手段として編み出し
たものである。例えば、マ
クドナルドやセブンイレブ
ンなどがその好例である。

一方の契約相手は、すでに
完成された商品やブランド
を利用することで、リスク
をなるべく抑えて起業した
いと考える人たちである。
そのため、売り手市場であ
り、基本的に本部に有利な
契約が結ばれることが多い。

本部がフランチャイズ契
約を結ぶ際に最も気をつけ
るべき点は、コストをかけ
て作り上げたブランドイ
メージを損なわないこと、
および商品や経営ノウハウ
を奪われないことである。
そのため、加盟店に対して
以下のような制限が課せら
れるのが一般的である。

・本部の経営方針に従うこ
と。自分の意向で自由に経
営することはできない。
・加盟店は定期的に本部に料
金を払う。
・本部から提供された商標
ノウハウ、名称などはフラ
ンチャイズ契約の範囲内
においてだけ使用が認められ
る。加盟店の自用は一切禁止さ
れる。

フランチャイズ契約を結
ぶ際に重要なポイント

フランチャイズの形でピ
ジネスを始めるときには、

すきのないフランチャイズ
契約書を作ることが非常に
重要だ。先に述べたように、
香港ではフランチャイズに
ついての法律がないため、
紛争が生じた際には契約書
に基づいて解決することに
なるからである。明りよう
な契約書の作成がさまざま
なトラブルの防止につなが
る。契約書において特に重
要な点は以下の通り。

開始と期限

加盟店が先決条件を満た
さなければ、開業できない
ようにし、また、長期間（例
えば、10年以上）にわたる
契約をできる限り避けよう。
これは経営効率の悪い加盟

店や、ルール違反をする加
盟店と早めに手を切るため
である。

更新

開始と期限と同じように、
加盟店の質を保つための重
要なステップである。

加盟店の責任

本部の責任に比べて、加
盟店の責任項目は膨大にな
ることが多い。なぜならば、
本部にとってブランドのイ
メージおよび商品の質を守
ることが非常に重要だから
である。実際には30から40
くらいの項目が必要となる
が、特に重要な項目のみ例
として挙げれば以下の通り
である。

・店舗の内装、
デザイン、開
店・閉店時間、
衛生管理（飲
食関係）
・使用する材料
や仕入れ先の
指定。
・マニュアルに
従うこと。
・フランチャ
イズの枠以外の
商品を提供す
ることの禁止。

・本部の定めた基準に従った
商品の提供。
・秘密厳守と不競争の約束。

知的財産権

知的財産権について、加
盟店はライセンスにより、
使用权があるだけであり、
それ以上の権利は有しない。

フランチャイズ料金の支払
い
フランチャイズ料金の計
算について、何を基準とす
るか。利益や売り上げに対
して何パーセントという定
め方が多い。

フランチャイズの終了・解
約
加盟店が重大な違反を起
こしたときには、すぐにそ
の加盟店とのフランチャ
イズ契約を解約し、フラン
チャイズ関係を終了する権利
が本部に有することは非常
に重要である。フランチャ
イズを中止したときには、加
盟店はすぐに残る債務の支
払いをし、フランチャイズ
ビジネスを終了し、本部か
ら提供されたものをすべて
本部に返さなければならな
い。

*
*

筆者紹介

Andy CHENG
弁護士。チャイコンビジネスサポート顧問。
通常は法律事務所にてコーポレートファイナ
ンス・企業法務を担当。香港大学法律学科卒業、
慶應義塾大学へ留学。在香港日本国総領事館
勤務の経験もあり日本語堪能。
チャイコンビジネスサポート
www.chiconbusiness.com
連絡先: info@chiconbusiness.com



香港でのフランチャイズ
ビジネスは、フランチャ
イズそのものに関する法律が
ないため、本部と加盟店と
の間で紛争が生じた場合に、
解決のよりどころとなるの
は、「フランチャイズ契約書」
にほかならない。そのため、
フランチャイズ本部の立ち
上げに際しては、弁護士か
ら法的なアドバイスを受け
た上で、きちんとしたフラ
ンチャイズ契約書を作成す
ることが重要となる。

（このシリーズは月1回掲載
します）